

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ロースビル 6F
TEL : 06-6838-7090
FAX : 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第105号

2017年9月1日に食品表示基準が改正され、「新たな原料原産地表示制度」が始まりました。その際に食品表示基準Q&Aも第3次改正が行われ、「新たな原料原産地表示制度」のページが追加されています。
2017年3月27日にパブリックコメントの受付が始まった際、Q&A形式の資料である「新たな原料原産地表示に係る考え方(補足資料)」が公表されていましたが、今回の食品表示基準Q&Aの第3次改正において「新たな原料原産地表示制度」ページの追加によって更新された内容がありますので、こちらで整理したいと思います。

目次からみる更新内容

以前に公表された「新たな原料原産地表示制度に係る考え方(補足資料)」の目次と、食品表示基準Q&A第3次改正で追加された「新たな原料原産地表示制度」の目次の質問項目から比較しました。

●2017年3月27日 新たな原料原産地表示制度に係る考え方(補足資料)
http://search.e-gov.go.jp/seriet/PcmFileDownload?seqNo=0000156620

●2017年9月1日 食品表示基準Q&A別添 新たな原料原産地表示制度
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_170901_0014.pdf

追加された質問項目

I 表示対象

追加された質問項目は34項目ありますので、以下に列挙したいと思います。

加工食品の原料原産地表示の拡大について9

～改正案が大筋了承されました～

(原原1-3) 酒類も原料原産地表示の対象になりますか。対象である場合、原料原産地表示の対象となる原料とはどのようなものですか。
(原原1-4) いわゆる「冠表示」の原料も原料原産地表示の対象になりますか。
(原原1-5) 水も原料原産地表示の対象になりますか。
(原原1-7) 食品表示基準第3条第1項の表の原料名(2)の二の規定に基づき、複合原料(2種類以上の原料からなる原料)を、単に混合しただけなく、原料の性状に大きな変化がないことから、原料名欄で分割して表示している場合、どの原料の原産地を表示すればよいですか。
(原原1-8) 食品表示基準第3条第1項の表の原料名(2)の二の規定に基づき、複合原料(2種類以上の原料からなる原料)を、単に混合しただけなく、原料の性状に大きな変化がないことから、原料名欄で分割して表示している場合、どの原料の原産地を表示すればよいですか。
(原原1-9) 食品表示基準第3条第1項の表の原料名(2)の二の規定に基づき、同種の原料をまとめ書きしている場合(野菜(○△△△))等、どの原料に原産地を表示する必要がありますか。
(原原1-10) 食品表示基準第3条第1項の表の原料名(2)の二の規定に基づき、同種の原料をまとめ書きしている場合、野菜が全て国産である場合は、どのような書き方ができますか。
(原原1-11) 食品表示基準第3条第1項の表の原料名(2)の二の規定に基づき、複数の加工食品A、Bが個別に包装されるなど、区分けされ、それを組み合わせて一つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品A、Bに区分けて原料表示をしている場合、どの原料に原産地の表示義務がありますか。
(原原1-12) 食品表示基準第3条第1項の表の原料名(2)の三の規定に基づき、原料を「植物油」「でん粉」等と括って表示している場合、原料の原産地はどのように考えればよいですか。
(原原1-13) 食品表示基準第3条第1項の表の原料名(2)の三の規定に基づき、原料を「魚肉」等と括って表示している場合、原料の原産地はどのようにするのですか。
(原原1-14) 重量割合上位1位の原料が2つ以上ある場合、どの原料に原料原産地表示を行う必要がありますか。
(原原1-15) 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。
(原原1-17) 複数の原産地の原料を混合している場合の表示の方法について教えてください。
(原原1-18) 原料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について、優先順位はありますか。
(原原1-19) 原料原産地表示について、原料原産地を国名以外で表示することはできますか。
(原原1-20) 原料原産地名の表示について、国名を「略称」等で表示することはできますか。また、米国をUSAやUSと表示することはできますか。
(原原1-21) 原料原産地表示について、原産地を表す記号を活用して、表示することはできますか。
(原原1-22) 原料名に占める重量割合が最も高い原料(重量割合上位1位の原料)について、食品表示基準第7条の規定に基づき、特定の原産地名が別途一括表示内に原料原産地の表示が必要ですか。
(原原1-23) 一括表示内に原料原産地を表示する際、食品表示基準第7条の規定による使用割合の併記は必要ですか。
(原原1-24) 原料原産地表示対象の重量割合上位1位の原料に加え、任意で上位5位の原料3位、4位の原料には原料原産地名を表示しなくてもよいですか。
(原原1-25) 原料が1種類で原料名を表示を省略している場合、どのように表示すればよいですか。
(原原1-28) 「又は表示」は、都道府県名による原産地表示でも使用できますか。
(原原1-30) 複数の原産地の原料をタンクに継ぎ足して製造するような場合は、一度使用した原産地は計算上0になることはないが、どのように表示すればよいですか。
(原原1-33) 大括り表示において、「EU産や「南米産」など、「輸入」よりも小さな区分の表示は認められますか。
「大括り表示」「又は表示」
質問項目の追加なし(回答内容の構成のみ変更)。

II 表示方法

(原原1-15) 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。
(原原1-17) 複数の原産地の原料を混合している場合の表示の方法について教えてください。
(原原1-18) 原料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について、優先順位はありますか。
(原原1-19) 原料原産地表示について、原料原産地を国名以外で表示することはできますか。
(原原1-20) 原料原産地名の表示について、国名を「略称」等で表示することはできますか。また、米国をUSAやUSと表示することはできますか。
(原原1-21) 原料原産地表示について、原産地を表す記号を活用して、表示することはできますか。
(原原1-22) 原料名に占める重量割合が最も高い原料(重量割合上位1位の原料)について、食品表示基準第7条の規定に基づき、特定の原産地名が別途一括表示内に原料原産地の表示が必要ですか。
(原原1-23) 一括表示内に原料原産地を表示する際、食品表示基準第7条の規定による使用割合の併記は必要ですか。
(原原1-24) 原料原産地表示対象の重量割合上位1位の原料に加え、任意で上位5位の原料3位、4位の原料には原料原産地名を表示しなくてもよいですか。
(原原1-25) 原料が1種類で原料名を表示を省略している場合、どのように表示すればよいですか。
(原原1-28) 「又は表示」は、都道府県名による原産地表示でも使用できますか。
(原原1-30) 複数の原産地の原料をタンクに継ぎ足して製造するような場合は、一度使用した原産地は計算上0になることはないが、どのように表示すればよいですか。
(原原1-33) 大括り表示において、「EU産や「南米産」など、「輸入」よりも小さな区分の表示は認められますか。
「大括り表示」「又は表示」
質問項目の追加なし(回答内容の構成のみ変更)。

VI 使用実績等

(原原1-40) 「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際に過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画は、どのような単位で計上することができますか。

VII 「中間加工原材料の製造地表示」

(原原1-41) 原料原産地表示の対象の原料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。
(原原1-42) 中間加工原材料の製造地の決め方を教えてください。
(原原1-44) 何段階かの製造工程を経て製造された中間加工原材料については、どの段階の製造地を表示するのが適切ですか。
(原原1-45) 原料原産地表示の対象である中間加工原材料が複合原料であって、「中間加工原材料の製造地表示」ではなく、「生鮮原材料の原産地」まで遡って表示する場合、複合原料の中のどの原料に原産地を表示する必要がありますか。
(原原1-46) 国内の自社の工場で製造した中間加工原材料について、どの段階の原産地を表示すればよいですか。

VIII 業務用

質問項目の追加なし(回答内容の構成のみ変更)。

IX その他

(原原1-50) 別表第15の1〜5に掲げる加工食品(「いわゆる「22食品群+4食品目」)については、「又は表示」や「大括り表示」(中間加工原材料の製造地表示)はできませんか。
(原原1-57) いわゆる「22食品群」(別表第15の1に掲げる加工食品)の中で、原料及び添加物に占める重量割合が50%以上の生鮮食品がないものについては、どのように表示すればよいですか。
(原原1-61) 自然災害や不作等による原料の調達急な変更の対応は、どのようにしたらよいですか。
(原原1-63) 施行の際に製造所又は加工所で製造過程において、経過措置期間後に製造を完了する製品も対象になりますか。

9月1日に公表された新しいQ&Aを見ただけ、どこを見れば新しい情報があるのか分からないという方は、上記の項目について目を通しておかれるのがよいかと思えます。(川合)

参照:

新たな原料原産地表示制度に係る考え方(補足資料)
http://search.e-gov.go.jp/seriet/PcmFileDownload?seqNo=0000156620

食品表示基準Q&A別添 新たな原料原産地表示制度
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_170901_0014.pdf

月刊『食品と開発』連載のお知らせ⑨

表示ミスを防ぐための食品表示実務の大切なポイント
～栄養成分と強調表示～

月刊『食品と開発』10月号(UBM ジャパン株式会社)にて弊社が担当している連載のご紹介です。

第9回目のテーマは、「栄養成分と強調表示」です。

本稿では実務上でミスが起きやすいポイントに絞って書きますので、栄養成分表示の基礎知識については食品表示基準を読んで確認するようにしてください。まずは他の表示事項と比較したうえでの特徴から整理してみたいと思います。今回は、「原材料規格書」についてポイントをまとめています。

1. 間違いやすく、気付きにくい
2. 義務化と新基準移行時の注意点
3. 栄養素等表示基準値の変更と新基準
4. 相対表示と無添加強調表示
5. 強調表示と推定値

ご関心のある方はぜひ書店でお買い求めください。

栄養成分表示 食品単位当たり（1食重量）		
義務▶	熱量	kcal
義務▶	たんぱく質	g
義務▶	脂質	g
任意（推奨）▶	一飽和脂肪酸	g
任意（その他）▶	一n-3系脂肪酸	g
任意（その他）▶	一n-6系脂肪酸	g
任意（その他）▶	コレステロール	mg
義務▶	炭水化物	g
任意（その他）▶	一糖質	g
任意（その他）▶	一糖類	g
任意（推奨）▶	一食物繊維	g
義務▶	食塩相当量	g
任意（その他）▶	その他の栄養成分	

表：食品表示基準での栄養成分表示の様式例

▶ 月刊『食品と開発』のご紹介はこちら
http://www.kenko-media.com/food_devlp/



講演のお知らせ 10月（大阪）

通信販売における食品表示と実務上のポイント

- ◆日時：2017年10月26日（木）11:30～12:30
- ◆会場：大阪産業創造館（大阪市中央区本町1-4-5）
- ◆主催：大阪産業創造館様
- ◆講演者：川合裕之（株式会社ラベルバンク）

2015年に施行された新しい「食品表示基準」にあわせ、対応を進める企業が増えています。今後、急成長する通信販売市場においても、消費者から購入ポイントとなる原料原産地・アレルギー・賞味期限等の情報提供を求められることが予想されます。通販業者が求められる食品表示について、基礎知識から実務面でのポイントについて解説します。

講演のお知らせ 10月（大阪）

「加工食品の原料原産地表示」の新制度について
～原料調達管理の見直しを含め、自社の食品表示を展望する～

- ◆日時：2017年10月30日（月）13:30～15:00
- ◆会場：大阪産業創造館（大阪市中央区本町1-4-5）
- ◆主催：日報ビジネス株式会社様
- ◆講演者：川合裕之（株式会社ラベルバンク）

平成29年9月1日、加工食品の原料原産地にかかる食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公布・施行されました。これまで一部の品目にのみ課されていた原料原産地表示が、今後は加工食品全てに表示するよう義務対象が拡大されました。（経過措置期間：平成34年3月31日まで）食品表示を今後どのように考え、実施していくのか。「加工食品の原料原産地表示」の基礎から方向性について紹介します。

今月の「お気に入り」言葉

天才とは、1パーセントのひらめきと、99パーセントの努力である。
Genius is one percent inspiration, ninety-nine percent perspiration.

（トーマス・エジソン）